

★県内の特殊詐欺等被害状況

認知件数 **330 件**
被害総額 **18 億 8 千万円**



◆最近の事例◆

★その他の特殊詐欺（ニセ社長詐欺）（高額被害、現金被害、県内法人（60 歳代男性代表）が被害）
被害法人の会社のメールアドレスに法人代表者を名乗る者からメール→「社員用の LINE グループを作って、その QR コードをメールで返信するように。」というメッセージ→被害法人の職員が LINE グループを作成して、QR コードを法人代表者を名乗る者に送信→「これから 900 万円の支払いがある。先方の口座情報を送るから、振込の手続きを進めて。」「今度はこの口座に 200 万円の振込み手続きを進めて。」とメールで指示される→業務上の指示だと信用した法人職員が 2 回にわたり、合計 1,100 万円を指定された個人名の口座に振込み、だまし取られたもの。

★ニセ警察詐欺（高額被害、現金被害、80 歳代女性が被害）

被害者のスマートフォン→「+」で始まる電話番号から電話→郵便局員を名乗る→「空港で荷物を調べたところ、あなたがキャッシュカードと携帯電話を送っていることが分かった。」「警察に電話を代わる。」→警察官を名乗る男→「あなたにはマネーローンダリングの容疑がかかっている。」「検事と電話を代わる。」→検事を名乗る男→「あなたの口座を 1 か月凍結しないといけないので、一度お金を預かる。裁判所の監査官がお金を預かりに行く。」→被害者は合計 4 回にわたり、総額約 2,500 万円を自宅を訪問した裁判所の監査官を名乗る男に手渡し、だまし取られたもの。



警察庁推奨アプリの導入を！
警察庁推奨アプリで国際電話や
詐欺電話をブロック！！



★11月15日から狩猟解禁

期間：11月15日から翌年2月15日まで
(イノシシ猟1月1日～翌年3月15日まで)

《狩猟期における猟銃等の 事故防止・保安管理の徹底を》

いよいよ狩猟期がやってきます。
今年度の猟期も安全で楽しく過ごしていただくために、次のことを守り、狩猟事故及び猟銃等の盗難防止に努めていただくようお願いいたします。

◆狩猟者の皆さんは

猟場における事故防止の基本は、矢先の確認・獲物の確認・脱包の励行（暴発事故の防止）です。

銃の危険性を十分理解し、取扱いには万全を期しましょう。

◆山歩きや山仕事等で入山される方は

獲物と間違われないう
ハンターの目につきやすい
色彩の服装をし、携帯ラジ
オ等をならして自分の存在
が分かるように努め、事故
や被害に遭わないよう十分
気をつけましょう。

